

上水道事業の現状と料金改定についての 住民説明会

令和 8 年 8 月

函南町建設経済部上下水道課

目 次

1	上水道事業の現状について	P. 1 ～14
2	料金改定について	P. 15～29
3	今後のスケジュール案について	P. 30～31
4	その他	P. 32～34

1 上水道事業の現状について

(1) はじめに

函南町上水道事業の料金は、平成 26 年度の水道事業審議会において、概ね 30% の値上げが必要とされたものの、個人所得の伸び悩み等を理由に 15% 程度の値上げに留める旨の答申を受け、平成 28 年度に平均 15.2% の料金改定を行いました。

その後の令和 2 年度の水道事業審議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、現時点においての料金改定は行うべきではないとの答申を受け、現在の料金体系となっています。

令和 7 年度に開催された水道事業審議会では、上水道事業運営の検証と水道料金について審議され、使用料収入の減少に加え、物価高騰に伴う電気料金及び人件費並びに施設の老朽化に伴う修繕費の増加等が影響し、維持管理に係る費用を給水収益では賄えておらず、現在の料金体系では、令和 11 年度に現金資金が枯渇する懸念があり、今後の安全な水道水の供給に支障が出る恐れがあることから、現状の把握や使用水量の実態、今後の経営状況等を検証し、健全な経営を維持するためには、水道料金の改定が必要であるという結論に至ったものです。

水道事業審議会は全部で 5 回開催し、令和 8 年 3 月に町へ平均改定率 41.6% とすることの答申をいただきました。

町は、この答申を受け令和 8 年 6 月議会定例会へ料金改定の条例改正案を提出しましたが、採決の結果、否決となりました。

否決となった理由といたしましては、平均改定率 41.6% と数値としては高い改定となることに対し、住民や事業者への説明が不足しているということが主なものでした。

町といたしましては、利用者の皆さまへ丁寧な説明をした上で、疑問や意見に答え、周知と理解に努めていきたいと考えています。

(2) 上水道事業の沿革

本町上水道事業は、昭和 35 年度に東海道本線丹那トンネル坑口の湧水を水源とし、町の中央を給水区域として発足しました。

その後、高度経済成長に伴う急速な人口増加に対応すべく、本町と三島市及び熱海市を含む水道用水供給事業（駿豆水道）を静岡県に要望し、昭和 50 年から県水の受水を開始しました。

平成 20 年度には、将来的な水道事業の基本方針を示すための「函南町水道ビジョン」を策定しました。平成 29 年度には、「函南町水道ビジョン」の見直しを行い、今後 20 年間の合理的かつ効果的な施設整備計画及び取り組むべき具体施策を明確化した「函南町上水道事業基本計画（函南町水道事業ビジョン）」を策定しました。令和元年度には、「函南町上水道事業経営戦略」を策定し、令和 6 年度には、この経営戦略について、策定から 5 年が経過し、労務費、資機材等の物価高騰等、上水道事業を取り巻く環境に変化が見られたため、今後も上水道事業が安定的に継続できるよう更新しました。

また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震における上下水道施設の甚大な被害及び復旧の長期化を受け、国からも上下水道一体で耐震化を推進するための計画「上下水道耐震化計画」を策定するよう要請があり、令和 7 年 2 月に、上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を図ることを目標とした「函南町上下水道耐震化計画」を策定しました。

令和 7 年 1 月の埼玉県八潮市での道路陥没事故や、京都府京都市下京区や大阪府堺市で起きた漏水事故等を教訓に、水道施設及び管路の更新・耐震化を計画的に進めていく必要があります。

(3) 上水道の配水系統

本町の上水道は、図1-1のように、5箇所の自己水源（丹那第1・2水源、柿沢第1・2水源、肥田水源）と静岡県企業局の駿豆水道（静岡県から受水している水道水。以下 県水）からの受水をもとに、6系統の上水道（給水人口が5,001人以上の水道）が整備されています。

図1-2の上水道供給概要図のとおり、第1浄水場は丹那トンネルの湧水を取水し、主に平井・仁田・新田・肥田方面に配水しています。また、第2浄水場は新丹那トンネルの湧水を取水し、桑原・入谷・舟山・冷川方面、上沢・間宮・塚本方面に配水しています。間宮・塚本方面に関しては、第1浄水場と第2浄水場系との混合供給となっている区域もあります。

第3浄水場系統は、2本の深井戸を水源とし、かつ柿沢配水池からの県水の供給も併せて、平井・柏谷・柿沢台・畑毛方面などに配水しています。

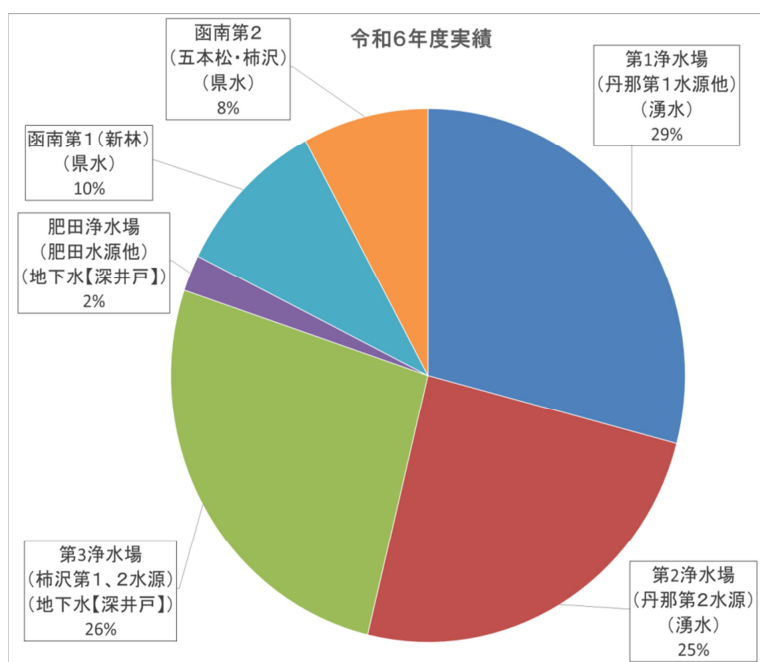
肥田浄水場系統は深井戸を水源とし、肥田・日守方面へ配水しており、水需要のバランスに応じて、第1・2浄水場系統の配水を供給できる仕組みとなっています。

新林配水池系統は、受水した県水が大竹・新幹線方面、大竹配水池へ、また第1浄水場系統にて水需要が高まった際など、必要に応じて第1浄水場にも受水できる仕組みとなっています。

五本松・柿沢系統は、受水した県水から各配水池を経て、平井・白道坂・宝蔵台方面に配水しています。

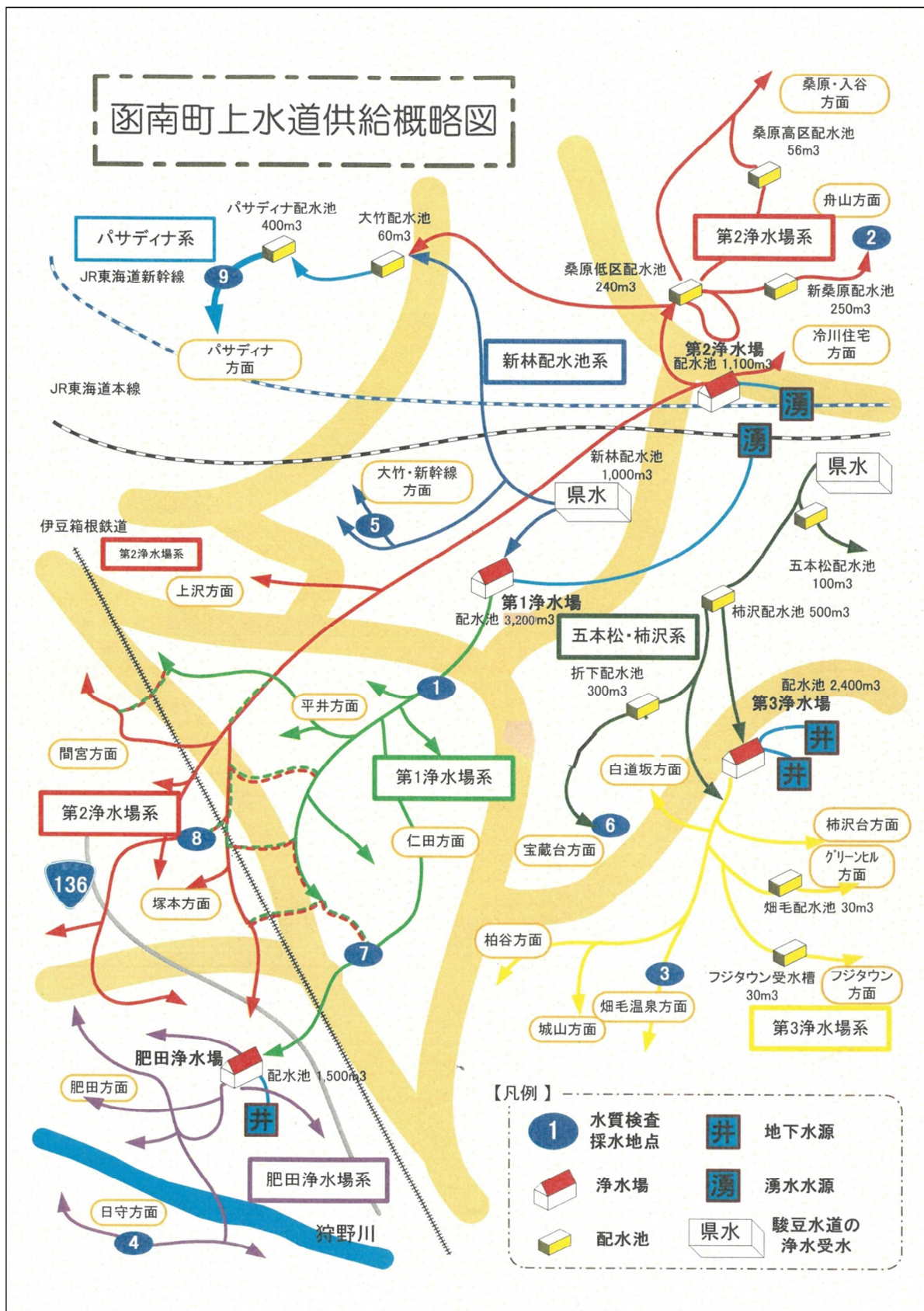
パサディナ地区、上沢団地方面には、県水である新林配水池系と第2浄水場系との混合供給となっています。

図1-1 各浄水系の配水量割合及び水源の種類



(4) 上水道の施設と管路について

ア 上水道供給概要図



イ 水道施設の概要

浄水施設

名 称	水 源	浄水方法	開始年度	備考
第1浄水場	丹那第1水源(湧水)	マイクロストレーナ ※1	S38度、S46度	R5年度更新済み
第2浄水場	丹那第2水源(湧水)	急速ろ過 ※2	S53度	
第3浄水場	柿沢第1水源(深井戸)	塩素滅菌のみ	H元度、H7度	
	柿沢第2水源(深井戸)			
肥田浄水場	肥田水源(深井戸)	塩素滅菌のみ	H15度	

※1…目の細かい金属製の網籠のようなもので原水中の砂利などを濾す方法。

※2…ろ過池に敷詰められたろ過砂を使用し、原水中の細かな異物を濾す方法。

配水施設（配水池）

名 称	構 造	容量 (m ³)	開始年度	備考
第1浄水場・第1配水池	P C 造	2,000	S38度	R5年度更新済み
第1浄水場・第2配水池	R C 造	1,200	S46度	
第2浄水場配水池	R C 造	1,100	S53度	
第3浄水場・第1配水池	R C 造	1,200	H元度、H7度	
第3浄水場・第2配水池	R C 造	1,200		
肥田浄水場配水池	S U S 製	1,500	H15度	
新林配水池	R C 造	1,000	S58度	
五本松配水池	R C 造	100	S49度	
五本松受水槽	R C 造	30	S59度	
柿沢配水池	R C 造	500	S51度	
畑毛配水池	R C 造	30	S61度	
グリーンヒル配水池	S U S 製	160	H17度	
折下配水池	R C 造	300	S58度	
桑原低区配水池	R C 造	240	S57度	
桑原高区配水池	R C 造	56	S57度	
新桑原配水池	R C 造	250	H3度	
冷川(FRP)配水池	R C 造	20	S54度	
大竹配水池	R C 造	60	S51度	
フジタウン第1～3受水槽	R C 造	各30	S47度	
フジタウン第4受水槽(FRP)	R C 造	10	S47度	
パサディナ配水池	R C 造	330	S50度	

ウ 水道管路

水道管路は導水管(水源から浄水場まで原水を送る管路)、送水管(浄水場から各配水池へ水を送る管路)、配水管(配水池から各家庭や事業所へ水を供給する管路)で構成されています。

また、配水管のうち管径 200 mm以上を「配水本管」と、200 mm未満を「配水支管」と分けて、導水管・送水管・配水本管を「基幹管路」と定めています。

本町の上水道事業が保有する水道管路は以下のとおりです。

名 称	管路延長
導水管	1,619m
送水管	8,012m
配水管	199,323m
(うち配水本管)	(31,282m)
(うち配水支管)	(168,041m)
合 計	208,954m

また、本町の上水道事業の耐震化率(基幹管路と総延長)は以下のとおりです。

基幹管路延長 (導水管・送水管・配水本管)				
耐震管(導水管・送水管・配水本管)の合計(m)	導水管・送水管・配水本管の総延長に対する耐震管の割合(%)	法定耐用年数を超えた管(導水管・送水管・配水本管)の合計(m)	導水管・送水管・配水本管の総延長に対する法定耐用年数を超えた管の割合(%)	導水管・送水管・配水本管の総延長(m)
5,497	13.4	19,514	47.7	40,913

総管路延長 (導水管・送水管・配水本管・配水支管)				
耐震管(導水管・送水管・配水管)の合計(m)	導水管・送水管・配水管の総延長に対する耐震管の割合(%)	法定耐用年数を超えた管(導水管・送水管・配水管)の合計(m)	導水管・送水管・配水管の総延長に対する法定耐用年数を超えた管の割合(%)	導水管・送水管・配水管の総延長(m)
32,294	15.5	82,746	39.6	208,954

(5) 現行の料金表について

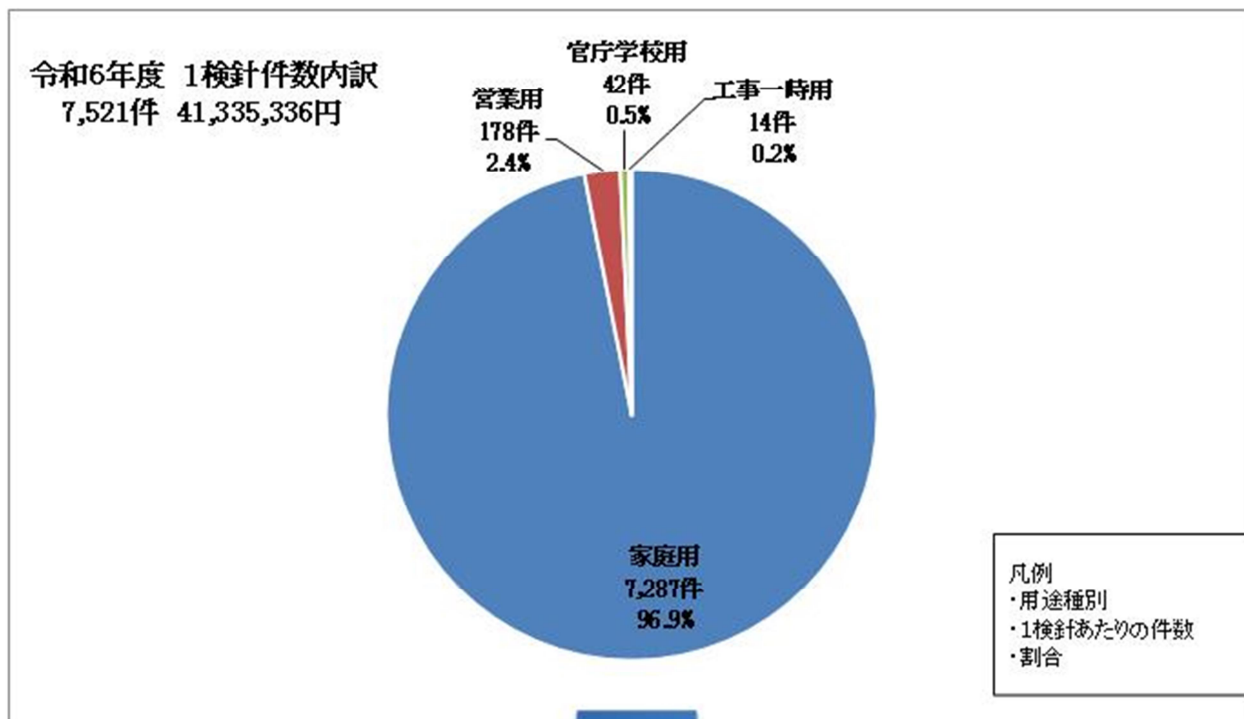
○上水道使用料（函南町水道使用条例）

種別	用途	基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
		水量	金額	段階別水量	金額
専用栓	家庭用	20 m ³	1,900円（2,090円）	20 m ³ を超え40 m ³ まで	115円（126.5円）
				40 m ³ を超え60 m ³ まで	125円（137.5円）
				60 m ³ を超えるもの	135円（148.5円）
	営業用	50 m ³	6,600円（7,260円）	50 m ³ を超え100 m ³ まで	150円（165 円）
				100 m ³ を超えるもの	160円（176 円）
	官庁学校用	100 m ³	8,250円（9,075円）	100 m ³ を超えるもの	115円（126.5円）
特別給水	工事一時用	50 m ³	7,350円（8,085円）	50 m ³ を超えるもの	170円（187 円）

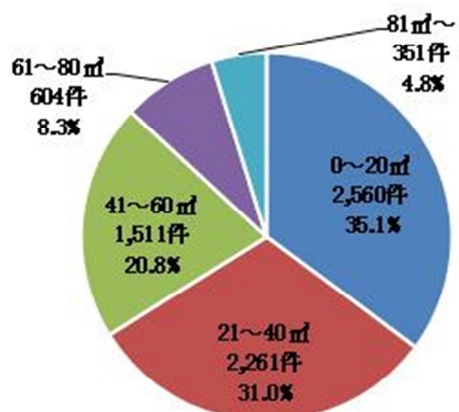
（注） 基本料金は、2箇月を基準とする。金額は税抜き価格。（ ）内は税込価格

函南町上水道事業の水道料金は、家庭用、営業用等の用途別に料金を設定しており、水道メーターの口径別による料金の設定はしていません。2ヵ月ごとに検針した使用水量をもとに料金の計算を行います。一定の使用水量までは定額の基本料金となり、それを超えて使用した際には、使用水量に応じた超過料金が発生する二部料金制を採用しています。

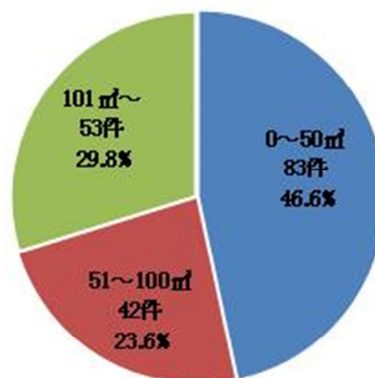
(6) 用途別、使用量別、検針件数内訳



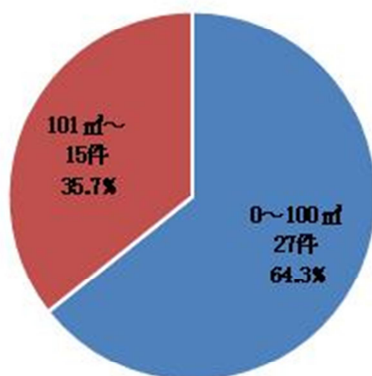
家庭用内訳



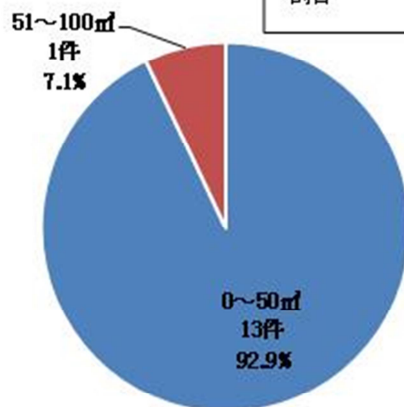
営業用内訳
178件 7,769,537円



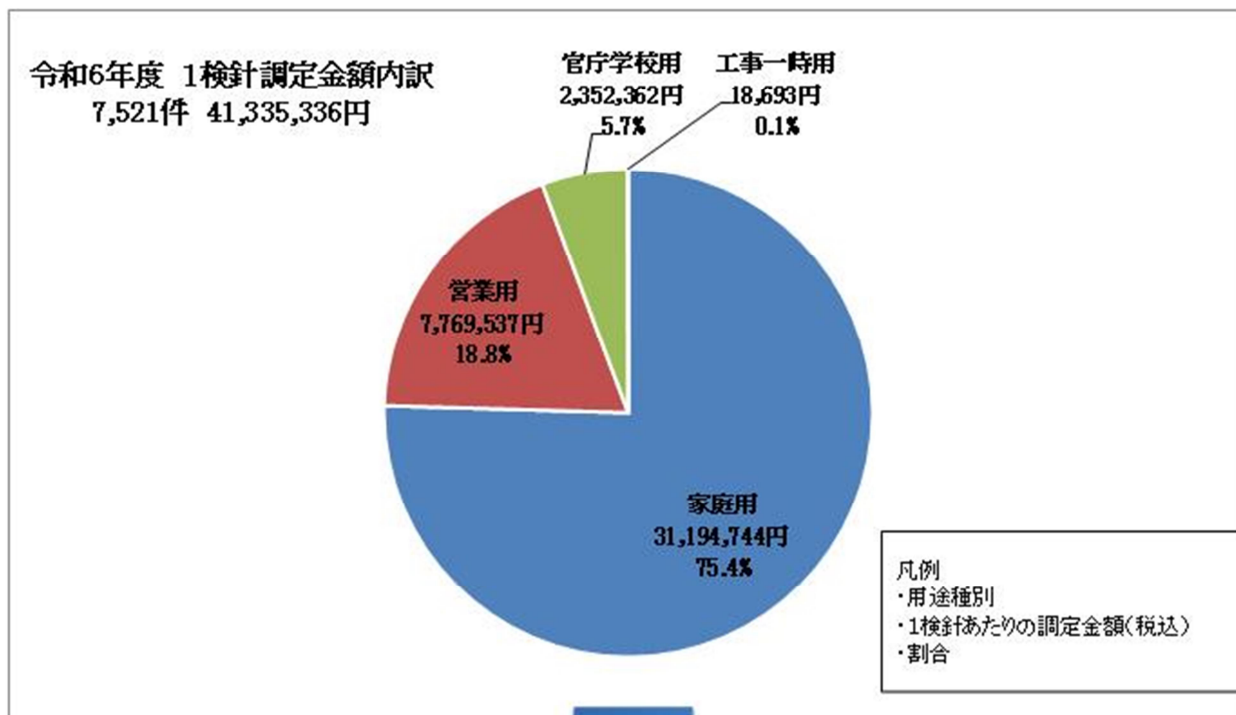
官庁学校用内訳
42件 2,352,362円



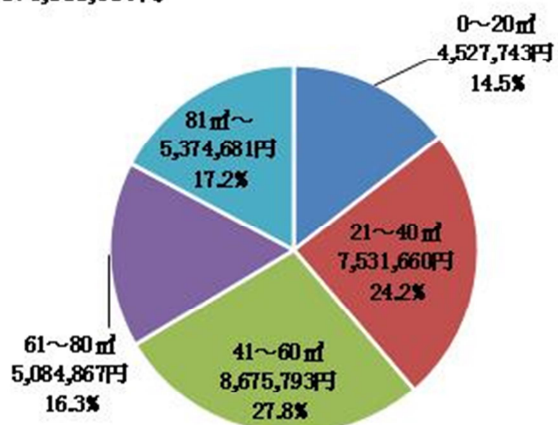
工事一時用内訳
14件 18,693円



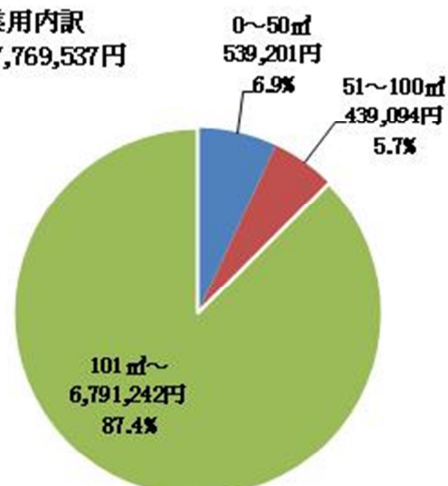
(7) 用途別、使用量別、調定金額内訳



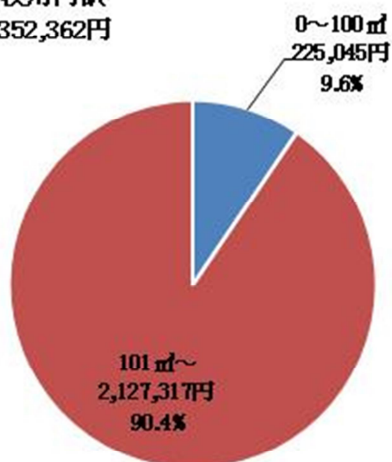
家庭用内訳
374,336,930円



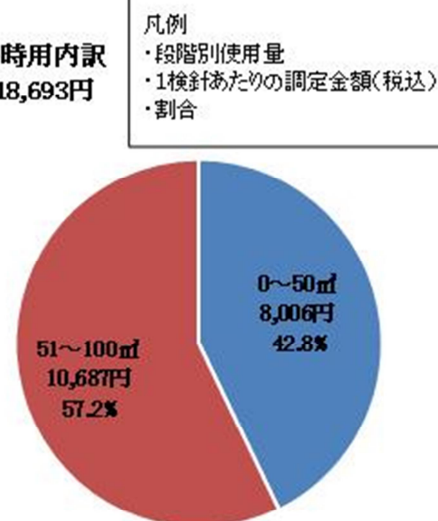
営業用内訳
178件 7,769,537円



官庁学校用内訳
42件 2,352,362円



工事一時用内訳
14件 18,693円



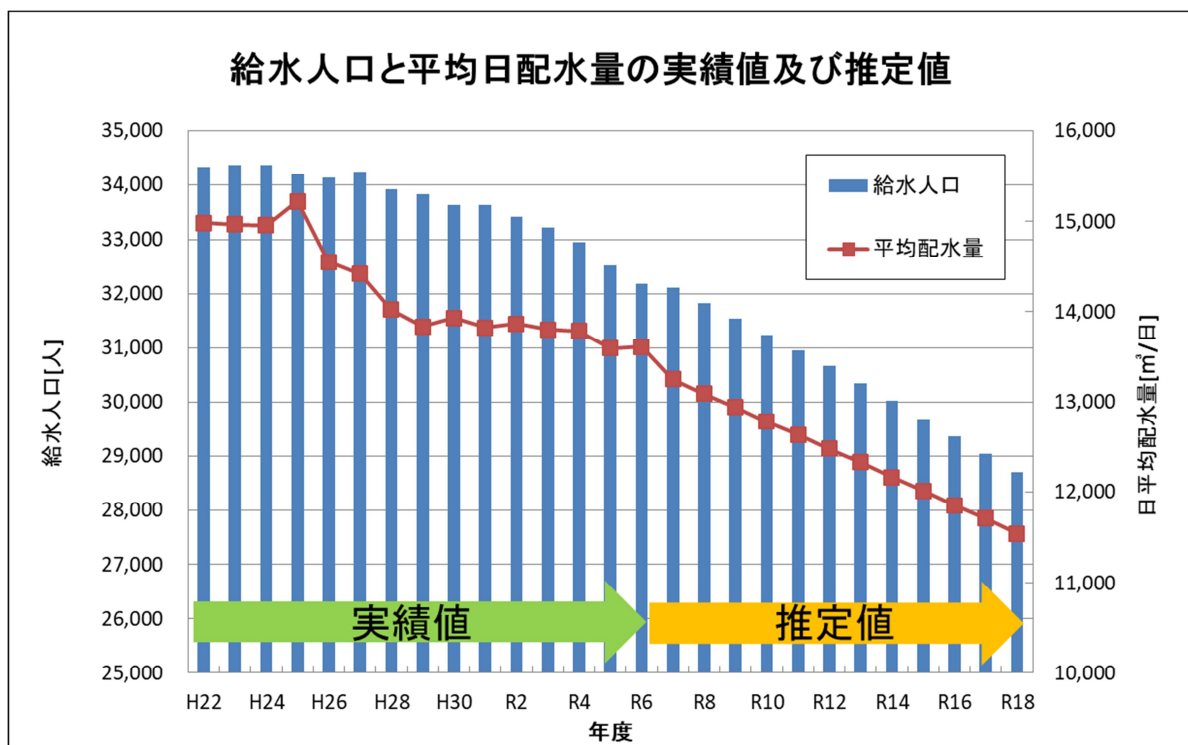
(8) 給水人口及び配水量の推移

給水人口及び配水量の実績と推定値は、表 2 及び図 2 のとおりとなります。

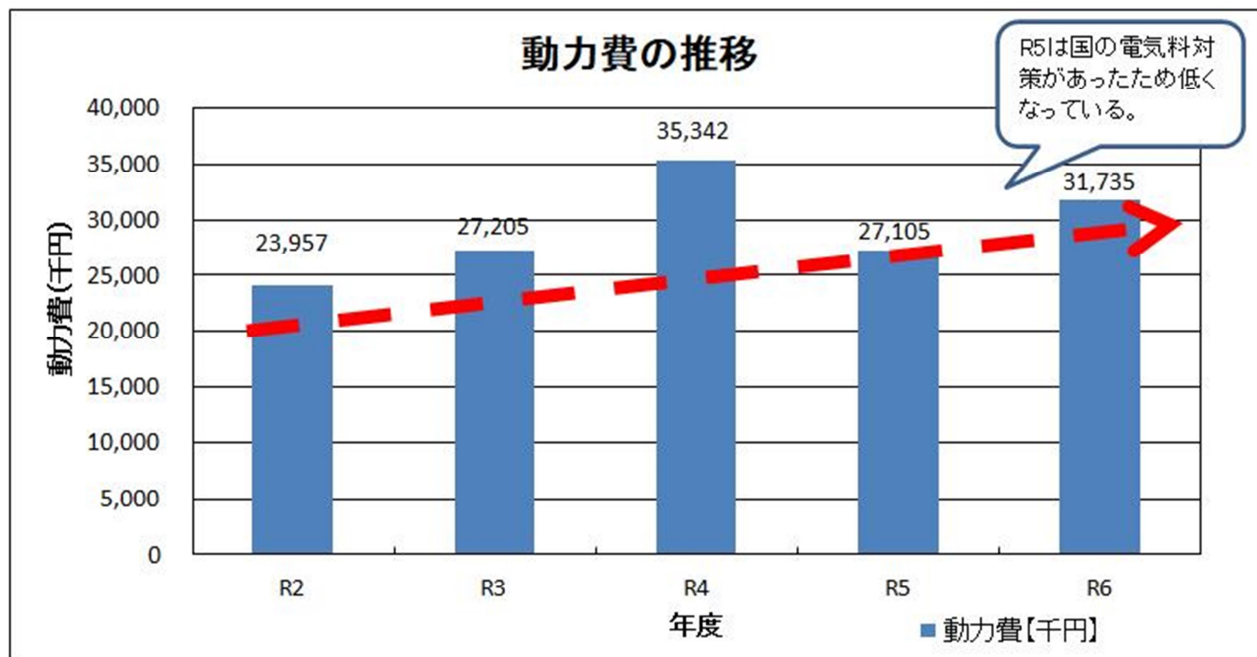
令和 6 年度に 32,178 人であった給水人口が、令和 18 年度には約 3,500 人減少し、28,699 人となる見通しです。

項目 年度	実績値	
	給水人口 (人)	平均配水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
H22	34,327	14,978
H23	34,356	14,967
H24	34,352	14,955
H25	34,206	15,219
H26	34,130	14,552
H27	34,228	14,417
H28	33,905	14,019
H29	33,819	13,832
H30	33,622	13,932
R1	33,622	13,821
R2	33,408	13,866
R3	33,214	13,800
R4	32,952	13,787
R5	32,523	13,590
R6	32,178	13,609

項目 年度	推定値	
	給水人口 (人)	平均配水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
R7	32,110	13,252
R8	31,820	13,087
R9	31,530	12,941
R10	31,240	12,779
R11	30,948	12,635
R12	30,657	12,478
R13	30,334	12,327
R14	30,011	12,162
R15	29,686	12,013
R16	29,362	11,851
R17	29,037	11,705
R18	28,699	11,542



(9) 物価高騰について
ア 動力費の高騰



令和2年度と令和6年度を比較すると約1.3倍の増額となっている。

イ 物価の高騰

●水道配水用ポリエチレン管片受直管(100mm) 5m/本 の単価

令和2年4月時点: 16,100円 ➡ 令和8年7月時点: 24,400円

約1.5倍

●普通作業員の労務単価1人/日

令和2年4月時点: 21,400円 ➡ 令和8年4月時点: 26,600円

約1.2倍

水道管など資材の単価や、工事に係る労務単価が高騰している。

(10) 公営企業会計の仕組み

ア 地方公営企業の適用と必要性について

地方公営企業

地方公営企業 = 地方公共団体が経営する企業の総称

◇経営状況のよりの確な把握が可能

- ・固定資産台帳の整備
- ・複式簿記の導入の必須
- ・財務諸表の作成

※自らの経営成績や財政状態等の経営状況を正確に把握することができる。

◇経営健全化

- ・類似の公営企業や民間企業との比較ができる。
- ・経営基盤の強化
- ・財政マネジメントの向上

◇住民サービスの向上

- ・住民ニーズへの迅速な対応が期待できる。
- ・サービスの向上が期待できる。

イ 地方公営企業法の財務について

地方公営企業は、企業としての経済性を発揮すること、本来の目的である公共福祉増進のため、一般会計と異なる民間企業会計に近い公営企業会計制度を適用します。

◇発生主義・複式簿記の採用

●会計処理

公営企業会計（発生主義・複式簿記）

※経済活動の発生に基づいて経理を行います。※官公庁会計（現金主義・単式簿記）

※会計処理期間は毎年4月1日から翌年3月31日まで。

◇経営成績を明らかにする

●損益取引と資本取引の明確な区分

損益取引…管理運営に係る取引（3条予算）

資本取引…建設改良等に係る取引（4条予算）

※経理を区分することで、当該事業年度の経営成績を正確に把握します。

ウ 企業会計予算の仕組みについて

官庁会計では、収入を歳入、支出を歳出とし、それぞれの合算を差引した上で繰越金を計算しますが、公営企業会計では、**収益的収支（3条予算）**と**資本的収支（4条予算）**を区分することになります。

収益的収支	予 算 科 目
収益的収支とは、1年間の営業活動によって生じる収入と支出のことです。 水道事業で言えば、扱う商品は「水道水」ということになるので、収益的収入には水道料金など給水事業の運営に伴って生じる収入が、収益的支出には、浄水場の運転経費や配水管の修理費、水道料金の算定に要する事務費などが計上されています。	【収入】 営業収益 給水収益、 受託給水工事収益 営業外収益 水道加入分担金、 長期前受金戻入 特別利益 【支出】 営業費用 維持管理費 (施設修繕や漏水修理) 総係費 (事業活動費や人件費等) 減価償却費(※) 営業外費用 企業債の支払利息、 特別損失
資本的収支 資本的収支とは、施設の整備や拡充などに関係する収入と支出のことです。 長期間にわたって商品となる「水道水」を作り出すための配水管や浄水場等の整備に要する経費で、毎事業年度の給水収益に役立っているものと言えます。	【収入】 企業債・補助金等 工事分担金(受託工事) 【支出】 建設改良費 企業債の元本償還金

2 料金改定について

(1) 令和 7 年度水道事業審議会の実施状況

第 1 回 令和 7 年 8 月 6 日

委嘱状の交付、委員の紹介、諮問書の交付、
上水道事業の概要について、公営企業会計の仕組みに
ついて、料金改定方針案について

第 2 回 令和 7 年 10 月 7 日

料金改定方針案について、
投資・財政計画シミュレーション表について

第 3 回 令和 7 年 12 月 24 日

用途別、使用量別、検針件数及び調定金額について、
現行料金と新料金案との増加比較について、
現行料金表と 6 パターンの料金表比較について

第 4 回 令和 8 年 2 月 4 日

現行料金と新料金案との用途別、使用量別の増加比較につ
いて、パターンごとの料金表比較について

第 5 回 令和 8 年 3 月 3 日

答申書の内容について

令和 8 年 3 月 9 日

答申書伝達式にて町長へ答申



函 上 第 427 号
令和 7 年 8 月 6 日

函南町水道事業審議会 会長 様

函南町長 仁 科 喜 世 志



諮 問 書

函南町水道事業審議会条例第 1 条の規定により、水道事業の円滑な管理運営を図り
たいため、同条例第 2 条第 1 号及び第 3 号の規定により、下記事項について諮問しま
す。

記

諮問する事項

上水道事業運営の検証及び水道料金について

(2) 料金改定方針案

- ◇料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性などの要素を考慮し、3～5年を基準に設定する。
- ◇計画期間内は、継続して収益的収支の利益を確保する。
- ◇内部留保資金は、当該年度給水収益の50%とする。
- ◇料金算定期間の料金回収率は、財政健全化を考慮して、常時100%以上を保つ。

- ※「料金算定期間」とは、料金算定の基礎となる将来の原価や収支の状況を集計する期間であり、期間ごとの適切な時期に見直しを行うことを意味します。
- ※「収益的収支」とは、日々の事業を運営するための取引のことで、収入には水道料金などが、支出には人件費や動力費（水を送るためのポンプや水道施設を運転するのに必要な電気代や燃料費）などの維持管理費となります。
- ※「内部留保資金」とは、前年度までに生じた収益的収支の余り（利益）や、減価償却費などの実際に現金の支出がない費用計上によって生じた資金を意味します。この資金は将来の水道施設の整備や改修、災害発生時の復旧工事費等に必要な資金として積み立てられます。
- ※「料金回収率」とは、有収水量に対する水道料金収入の割合を示し、具体的には、料金徴収の対象となった水量（有収水量）に対して、実際に回収した水道料金がどれだけの割合を占めているかを計算します。この指標は、給水費用が水道料金収入で賄えているかを判断するためのものとなります。

(3) 投資・財政計画【現行料金(料金改定しなかった場合)】

単位:千円

種 目		年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 入	給水収益	給水収益	473,735	483,470	483,885	478,548	479,048	476,066	469,666	460,309	462,489	454,433	450,572	447,935	442,851	439,036	435,266	432,314	426,999	422,866	418,778	414,730
		受託工事収益	3,334	479	3,278	596	1,180	1,847	265	2,786	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119
		長期前受金戻入	54,849	55,443	56,737	55,555	55,348	56,827	55,438	55,505	55,231	54,242	52,966	51,997	51,084	49,856	48,458	45,558	42,625	39,296	38,328	36,790
		その他	41,369	37,447	41,091	39,632	55,356	21,795	21,444	15,612	13,842	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640
		小計(A)	573,287	576,839	584,991	574,331	590,932	556,535	546,813	534,212	532,681	525,434	520,297	516,691	510,694	505,651	500,483	494,631	486,383	478,921	473,865	468,279
	支 出	人件費	49,921	51,071	54,315	53,385	52,863	46,459	41,247	48,351	51,194	53,680	54,240	54,800	55,360	56,000	56,640	57,280	57,920	58,560	59,200	60,310
		管理・事務費	20,393	26,942	27,093	29,422	28,018	28,502	28,000	13,496	6,150	6,250	6,340	6,440	6,530	6,630	6,730	6,830	6,930	7,040	7,140	7,250
		委託費	63,708	62,200	53,484	59,665	77,178	94,338	88,025	77,272	107,859	109,477	111,119	112,786	114,478	116,195	117,938	119,707	121,502	123,325	125,175	127,052
		受水費	95,676	95,053	94,954	94,953	95,617	95,853	95,446	103,850	103,131	94,382	94,194	94,271	93,845	93,681	93,503	93,571	93,144	92,975	92,791	92,607
		薬品費	1,134	1,034	1,125	1,213	1,240	1,105	1,305	1,823	1,933	1,962	1,991	2,021	2,052	2,082	2,114	2,145	2,178	2,210	2,243	2,277
		動力費	19,520	21,696	24,219	24,485	21,827	24,741	32,142	27,690	32,218	32,701	33,192	33,690	34,195	34,708	35,229	35,757	36,293	36,838	37,390	37,951
		修繕費	25,193	21,961	25,424	31,488	21,401	25,984	26,252	27,599	37,516	38,079	38,650	39,230	39,818	40,415	41,022	41,637	42,261	42,895	43,539	44,192
		減価償却費	140,992	142,654	148,056	153,067	155,372	160,935	164,300	168,885	203,659	215,589	220,056	225,751	231,705	237,940	243,570	248,143	254,663	257,109	260,228	261,747
		資産減耗費	2,538	4,910	2,326	3,850	4,270	1,045	1,265	7,398	4,593	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
		受託工事費	3,036	414	3,165	545	1,146	1,738	252	1,522	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101
		支払利息	13,545	11,386	9,477	7,854	6,584	6,040	5,798	7,235	16,413	23,603	27,893	32,105	36,299	40,443	44,371	48,328	52,305	56,284	60,243	64,193
		その他	199	840	197	294	32,763	196	120	156	857	261	265	269	273	277	281	285	290	294	298	303
		小計(B)	435,855	440,161	443,835	460,221	498,279	486,936	484,152	485,277	566,624	584,485	596,441	609,864	623,056	636,872	649,899	662,184	675,987	686,031	696,748	706,383
		利益(A)－(B)	137,432	136,678	141,156	114,110	92,653	69,599	62,661	48,935	-33,943	-59,051	-76,144	-93,173	-112,362	-131,221	-149,416	-167,553	-189,604	-207,110	-222,883	-238,104
資 本 的 収 入	企業債	企業債	0	0	0	0	134,700	106,100	185,300	739,600	409,200	246,100	249,800	253,500	257,300	261,200	265,100	269,100	273,100	277,200	281,400	285,600
		国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		工事負担金	3,162	2,487	2,186	1,646	955	144	0	1,111	0	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300	1,300	1,300
		他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	38,500	27,573	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計(C)	小計(C)	41,662	30,060	2,186	1,646	135,655	106,244	185,300	740,711	409,200	247,200	250,900	254,700	258,500	262,400	266,300	270,300	274,300	278,500	282,700	286,900
		建設改良費	220,948	209,727	243,825	140,240	343,113	268,229	426,337	999,412	583,214	448,630	455,359	462,190	469,123	476,160	483,302	490,551	497,910	505,378	512,959	520,653
		企業債償還金	59,883	55,465	50,322	42,282	42,084	37,954	36,673	30,868	29,289	24,394	39,764	50,756	55,996	79,091	84,641	85,806	90,210	93,581	91,427	92,099
		小計(D)	280,831	265,192	294,147	182,522	385,197	306,183	463,010	1,030,280	612,503	473,024	495,123	512,946	525,119	555,251	567,943	576,357	588,120	598,959	604,386	612,752
		収支不足額(C)－(D)	-239,169	-235,132	-291,961	-180,876	-249,542	-199,939	-277,710	-289,569	-203,303	-225,824	-244,223	-258,246	-266,619	-292,851	-301,643	-306,057	-313,820	-320,459	-321,686	-325,852
企 業 債 残 高	企 業 債 残 高		473,486	418,021	367,699	325,417	418,033	486,179	634,805	1,343,538	1,723,449	1,945,155	2,155,191	2,357,935	2,559,239	2,741,348	2,921,807	3,105,101	3,287,991	3,471,610	3,661,583	3,855,084
	給水収益に占める企業債残高(%)		100	86	76	68	87	102	135	292	373	428	478	526	578	624	671	718	770	821	874	930
	給 水 原 価 (円 /m3)		96	98	98	105	108	111	114	116	137	144.90	149.79	154.67	160.41	166.07	171.63	177.18	184.26	190.00	195.32	200.58
	供 給 単 価 (円 /m3)		120	123	124	124	125	124	124	124	124	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44
	料 金 回 収 率 (%)		125	126	126	118	116	111	110	107	91	85.88	83.08	80.46	77.58	74.93	72.50	70.23	67.54	65.49	63.71	62.04
	料 金 改 定 率 (%)																					
前 年 度 末 留 保 資 金	前 年 度 末 留 保 資 金		708,181	712,888	721,882	682,485	729,470	707,772	706,592	640,117	610,748	579,162	503,719	399,138	270,781	122,359	-63,050	-267,770	-486,908	-725,739	-982,270	-1,251,024
	資 本 的 収 支		-239,169	-235,132	-291,961	-180,876	-249,542	-199,939	-277,710	-289,569	-203,303	-225,824	-244,223	-258,246	-266,619	-292,851	-301,643	-306,057	-313,820	-320,459	-321,686	-325,852
	収 益 的 収 支		137,432	136,678	141,156	114,110	92,653	69,599	62,661	48,935	-33,943	-59,051	-76,144	-93,173	-112,362	-131,221	-149,416	-167,553	-189,604	-207,110	-222,883	-238,104
	減 価 償 却 費		140,992	142,654	148,056	153,067	155,372	160,935	164,300	168,885	203,659	215,589	220,056	225,751	231,705	237,940	243,570	248,143	254,663	257,109	260,228	261,747
	資 産 減 耗 費		2,538	4,910	2,326	3,850	4,270	1,045	1,265	7,398	4,593	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400
	長 期 前 受 金 戻 入		-54,849	-55,443	-56,737	-55,555	-55,348	-56,827	-55,438	-55,505	-55,231	-54,242	-52,966	-51,997	-51,084	-49,856	-48,458	-45,558	-42,625	-39,296	-38,328	-36,790
	消費税資本的収支調整額		17,763	15,327	17,763	12,389	30,897	24,007	38,447	90,487	52,639	40,685	41,296	41,908	42,538	43,178	43,827	44,486	45,155	45,825	46,514	47,214
	当 年 度 末 留 保 資 金		712,888	721,882	682,485	729,470	707,772	706,592	640,117	610,748	579,162	503,719	399,138	270,781	122,359	-63,050	-267,770	-486,908	-725,739	-982,270	-1,251,024	-1,535,410

(4) 現行料金と新料金案との用途別、使用量別の増加比較表

パターン１－１ 料金改定率 29 %【料金算定期間 3 年、料金回収率100%】改定率を基本料金、超過料金とも一律に加算したケース (税込)

区分	家庭用				営業用			官庁学校用			特別給水		
	20m ³	40m ³	60m ³	80m ³	50m ³	100m ³	150m ³	100m ³	200m ³	300m ³	50m ³	100m ³	150m ³
現行料金	2,090	4,620	7,370	10,340	7,260	15,510	24,310	9,075	21,725	34,375	8,085	17,435	26,785
新料金案	2,695	5,973	9,537	13,365	9,372	20,042	31,427	11,715	28,105	44,495	10,428	22,528	34,628
増加額(1 検針あたり)	605	1,353	2,167	3,025	2,112	4,532	7,117	2,640	6,380	10,120	2,343	5,093	7,843
増加額(1 年あたり)	3,630	8,118	13,002	18,150	12,672	27,192	42,702	15,840	38,280	60,720	14,058	30,558	47,058

パターン１－２ 料金改定率 29 %【料金算定期間 3 年、料金回収率100%】基本料金の改定率を高く、超過料金の改定率を低く設定したケース (税込)

区分	家庭用				営業用			官庁学校用			特別給水		
	20m ³	40m ³	60m ³	80m ³	50m ³	100m ³	150m ³	100m ³	200m ³	300m ³	50m ³	100m ³	150m ³
現行料金	2,090	4,620	7,370	10,340	7,260	15,510	24,310	9,075	21,725	34,375	8,085	17,435	26,785
新料金案	2,926	6,006	9,372	13,002	10,164	20,229	30,954	12,705	28,105	43,505	11,319	22,704	34,089
増加額(1 検針あたり)	836	1,386	2,002	2,662	2,904	4,719	6,644	3,630	6,380	9,130	3,234	5,269	7,304
増加額(1 年あたり)	5,016	8,316	12,012	15,972	17,424	28,314	39,864	21,780	38,280	54,780	19,404	31,614	43,824

パターン１－３ 料金改定率 29 %【料金算定期間 3 年、料金回収率100%】基本料金の改定率を低く、超過料金の改定率を高く設定したケース (税込)

区分	家庭用				営業用			官庁学校用			特別給水		
	20m ³	40m ³	60m ³	80m ³	50m ³	100m ³	150m ³	100m ³	200m ³	300m ³	50m ³	100m ³	150m ³
現行料金	2,090	4,620	7,370	10,340	7,260	15,510	24,310	9,075	21,725	34,375	8,085	17,435	26,785
新料金案	2,508	5,940	9,680	13,728	8,712	19,932	31,922	10,890	28,050	45,210	9,702	22,407	35,112
増加額(1 検針あたり)	418	1,320	2,310	3,388	1,452	4,422	7,612	1,815	6,325	10,835	1,617	4,972	8,327
増加額(1 年あたり)	2,508	7,920	13,860	20,328	8,712	26,532	45,672	10,890	37,950	65,010	9,702	29,832	49,962

パターン２－１ 料金改定率 42 %【料金算定期間 3 年、料金回収率110%】改定率を基本料金、超過料金とも一律に加算したケース (税込)

区分	家庭用				営業用			官庁学校用			特別給水		
	20m ³	40m ³	60m ³	80m ³	50m ³	100m ³	150m ³	100m ³	200m ³	300m ³	50m ³	100m ³	150m ³
現行料金	2,090	4,620	7,370	10,340	7,260	15,510	24,310	9,075	21,725	34,375	8,085	17,435	26,785
新料金案	2,948	6,556	10,472	14,696	10,263	21,978	34,518	12,837	30,877	48,917	11,440	24,750	38,060
増加額(1 検針あたり)	858	1,936	3,102	4,356	3,003	6,468	10,208	3,762	9,152	14,542	3,355	7,315	11,275
増加額(1 年あたり)	5,148	11,616	18,612	26,136	18,018	38,808	61,248	22,572	54,912	87,252	20,130	43,890	67,650

パターン２－２ 料金改定率 42 %【料金算定期間 3 年、料金回収率110%】基本料金の改定率を高く、超過料金の改定率を低く設定したケース (税込)

区分	家庭用				営業用			官庁学校用			特別給水		
	20m ³	40m ³	60m ³	80m ³	50m ³	100m ³	150m ³	100m ³	200m ³	300m ³	50m ³	100m ³	150m ³
現行料金	2,090	4,620	7,370	10,340	7,260	15,510	24,310	9,075	21,725	34,375	8,085	17,435	26,785
新料金案	3,135	6,567	10,307	14,355	10,890	22,110	34,100	13,607	30,767	47,927	12,122	24,827	37,532
増加額(1 検針あたり)	1,045	1,947	2,937	4,015	3,630	6,600	9,790	4,532	9,042	13,552	4,037	7,392	10,747
増加額(1 年あたり)	6,270	11,682	17,622	24,090	21,780	39,600	58,740	27,192	54,252	81,312	24,222	44,352	64,482

パターン２－３ 料金改定率 42 %【料金算定期間 3 年、料金回収率110%】基本料金の改定率を低く、超過料金の改定率を高く設定したケース (税込)

区分	家庭用				営業用			官庁学校用			特別給水		
	20m ³	40m ³	60m ³	80m ³	50m ³	100m ³	150m ³	100m ³	200m ³	300m ³	50m ³	100m ³	150m ³
現行料金	2,090	4,620	7,370	10,340	7,260	15,510	24,310	9,075	21,725	34,375	8,085	17,435	26,785
新料金案	2,816	6,534	10,582	14,938	9,801	21,956	34,881	12,243	30,833	49,423	10,912	24,662	38,412
増加額(1 検針あたり)	726	1,914	3,212	4,598	2,541	6,446	10,571	3,168	9,108	15,048	2,827	7,227	11,627
増加額(1 年あたり)	4,356	11,484	19,272	27,588	15,246	38,676	63,426	19,008	54,648	90,288	16,962	43,362	69,762

(5) 現行料金表と新料金表について

現行料金表

(税込)

種別	用途	基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
		水量	金額	段階別水量	金額
専用栓	家庭用	20 m ³	2,090 円	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	126.5 円
				40 m ³ を超え 60 m ³ まで	137.5 円
				60 m ³ を超えるもの	148.5 円
	営業用	50 m ³	7,260 円	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	165 円
				100 m ³ を超えるもの	176 円
	官庁 学校用	100 m ³	9,075 円	100 m ³ を超えるもの	126.5 円
特別 給水	工事 一時用	50 m ³	8,085 円	50 m ³ を超えるもの	187 円

新料金案

(税込)

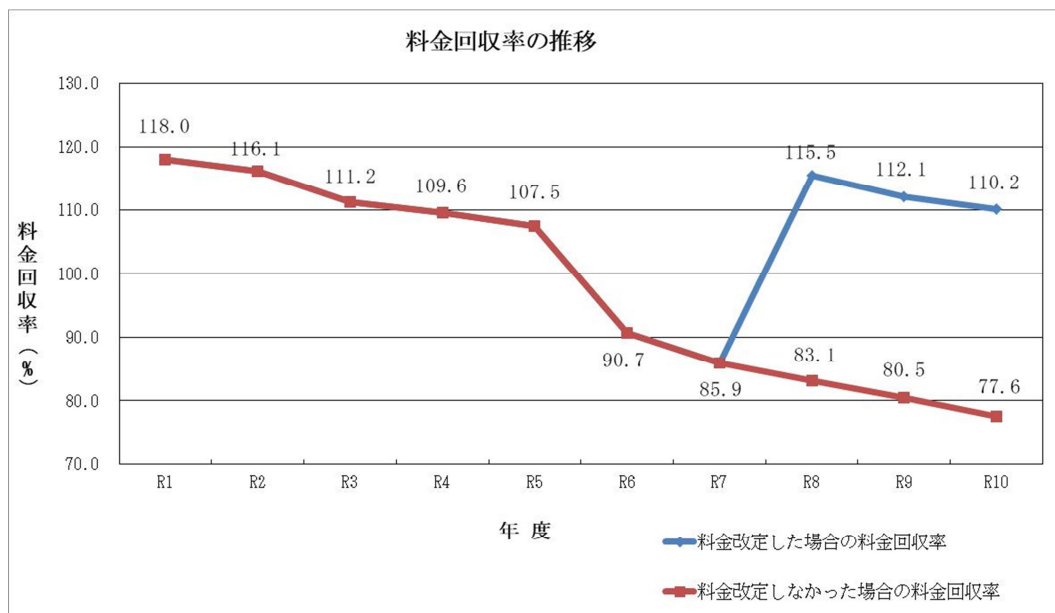
種別	用途	基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
		水量	金額	段階別水量	金額
専用栓	家庭用	20 m ³	2,948 円 (+858 円)	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	180.4 円 (+53.9 円)
				40 m ³ を超え 60 m ³ まで	195.8 円 (+58.3 円)
				60 m ³ を超える もの	211.2 円 (+62.7 円)
	営業用	50 m ³	10,263 円 (+3,003 円)	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	234.3 円 (+69.3 円)
				100 m ³ を超える もの	250.8 円 (+74.8 円)
	官庁 学校用	100 m ³	12,837 円 (+3,762 円)	100 m ³ を超える もの	180.4 円 (+53.9 円)
特別 給水	工事 一時用	50 m ³	11,440 円 (+3,355 円)	50 m ³ を超える もの	266.2 円 (+79.2 円)

(6) 現行料金と新料金との比較について

(税込)

種別	用途	水量 (m ³)	現行料金	新料金案	増加額
専用栓	家庭用	20	2,090	2,940	850
		40	4,620	6,550	1,930
		60	7,370	10,470	3,100
		80	10,340	14,690	4,350
		100	13,310	18,920	5,610
	営業用	50	7,260	10,260	3,000
		100	15,510	21,970	6,460
		150	24,310	34,510	10,200
		200	33,110	47,050	13,940
	官庁学校用	100	9,070	12,830	3,760
		200	21,720	30,870	9,150
		300	34,370	48,910	14,540
特別給水	工事一時用	50	8,080	11,440	3,360
		100	17,430	24,750	7,320
		150	26,780	38,060	11,280

※ 2 ヶ月に一度の検針による増加金額となります。



(7) 投資・財政計画シミュレーション表【算定期間3年 料金回収率 110%】

単位:千円

種 目		年 度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収 入	給水収益	473,735	483,470	483,885	478,548	479,048	476,066	469,666	460,309	462,489	454,433	644,502	640,731	633,458	702,090	696,061	691,340	758,332	750,991	743,731	839,857		
	受託工事収益	3,334	479	3,278	596	1,180	1,847	265	2,786	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119		
	長期前受金戻入	54,849	55,443	56,737	55,555	55,348	56,827	55,438	55,505	55,231	54,242	52,974	52,012	51,108	49,889	48,499	45,608	42,683	39,363	38,405	36,876		
	その他	41,369	37,447	41,091	39,632	55,356	21,795	21,444	15,612	13,842	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640		
	小計(A)	573,287	576,839	584,991	574,331	590,932	556,535	546,813	534,212	532,681	525,434	714,235	709,502	701,325	768,738	761,319	753,707	817,774	807,113	798,895	893,492		
	支 出	人件費	49,921	51,071	54,315	53,385	52,863	46,459	41,247	48,351	51,194	53,680	54,240	54,800	55,360	56,000	56,640	57,280	57,920	58,560	59,200	60,310	
		管理・事務費	20,393	26,942	27,093	29,422	28,018	28,502	28,000	13,496	6,150	6,250	6,340	6,440	6,530	6,630	6,730	6,830	6,930	7,040	7,140	7,250	
		委託費	63,708	62,200	53,484	59,665	77,178	94,338	88,025	77,272	107,859	109,477	123,619	125,286	114,478	116,195	117,938	119,707	121,502	123,325	125,175	127,052	
		受水費	95,676	95,053	94,954	94,953	95,617	95,853	95,446	103,850	103,131	94,382	94,194	94,271	93,845	93,681	93,503	93,571	93,144	92,975	92,791	92,607	
		薬品費	1,134	1,034	1,125	1,213	1,240	1,105	1,305	1,823	1,933	1,962	1,991	2,021	2,052	2,082	2,114	2,145	2,178	2,210	2,243	2,277	
		動力費	19,520	21,696	24,219	24,485	21,827	24,741	32,142	27,690	32,218	32,701	33,192	33,690	34,195	34,708	35,229	35,757	36,293	36,838	37,390	37,951	
		修繕費	25,193	21,961	25,424	31,488	21,401	25,984	26,252	27,599	37,516	38,079	38,650	39,230	39,818	40,415	41,022	41,637	42,261	42,895	43,539	44,192	
		減価償却費	140,992	142,654	148,056	153,067	155,372	160,935	164,300	168,885	203,659	215,589	223,217	232,121	241,332	250,873	259,858	267,836	277,812	283,766	290,446	295,579	
		資産減耗費	2,538	4,910	2,326	3,850	4,270	1,045	1,265	7,398	4,593	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	
		受託工事費	3,036	414	3,165	545	1,146	1,738	252	1,522	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	
		支払利息	13,545	11,386	9,477	7,854	6,584	6,040	5,798	7,235	16,413	23,603	27,893	28,221	30,664	33,918	36,860	39,344	42,269	45,240	47,701	50,122	
		その他	199	840	197	294	32,763	196	120	156	857	261	265	269	273	277	281	285	290	294	298	303	
		小計(B)	435,855	440,161	443,835	460,221	498,279	486,936	484,152	485,277	566,624	584,485	612,102	624,850	627,048	643,280	658,676	672,893	689,100	701,644	714,424	726,144	
		利益(A)－(B)	137,432	136,678	141,156	114,110	92,653	69,599	62,661	48,935	-33,943	-59,051	102,133	84,652	74,277	125,458	102,643	80,814	128,674	105,469	84,471	167,348	
資 本 的 収 入	企業債	0	0	0	0	134,700	106,100	185,300	739,600	409,200	246,100	45,400	161,300	210,500	213,700	192,800	220,200	223,500	201,600	204,600	181,700		
	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	工事負担金	3,162	2,487	2,186	1,646	955	144	0	1,111	0	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300	1,300	1,300		
	他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	38,500	27,573	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小計(C)	41,662	30,060	2,186	1,646	135,655	106,244	185,300	740,711	409,200	247,200	46,500	162,500	211,700	214,900	194,000	221,400	224,700	202,900	205,900	183,000		
	支 出	建設改良費	220,948	209,727	243,825	140,240	343,113	268,229	426,337	999,412	583,214	448,630	455,360	462,189	469,122	476,159	483,302	490,552	497,910	505,379	512,959	520,653	
		企業債償還金	59,883	55,465	50,322	42,282	42,084	37,954	36,673	30,868	29,289	24,394	39,764	50,756	55,996	83,483	89,926	92,218	93,695	96,817	95,101	96,661	
		小計(D)	280,831	265,192	294,147	182,522	385,197	306,183	463,010	1,030,280	612,503	473,024	495,124	512,945	525,118	559,642	573,228	582,770	591,605	602,196	608,060	617,314	
	収支不足額(C)－(D)		-239,169	-235,132	-291,961	-180,876	-249,542	-199,939	-277,710	-289,569	-203,303	-225,824	-448,624	-350,445	-313,418	-344,742	-379,228	-361,370	-366,905	-399,296	-402,160	-434,314	
企 業 債 残 高		473,486	418,021	367,699	325,417	418,033	486,179	634,805	1,343,538	1,723,449	1,945,155	1,950,791	2,061,335	2,215,839	2,346,056	2,448,930	2,576,912	2,706,717	2,811,500	2,920,999	3,006,038		
給水収益に占める企業債残高(%)		100	86	76	68	87	102	135	292	373	428	303	322	350	334	352	373	357	374	393	358		
給 水 原 価 (円 /m3)		96	98	98	105	107.84	111.44	113.54	115.73	137.14	144.90	154.12	158.83	161.53	167.88	174.13	180.24	188.06	194.57	200.55	206.49		
供 給 単 価 (円 /m3)		120	123	124	124	125.23	123.90	124.46	124.40	124.44	124.44	178.00	178.00	178.00	199.00	199.00	199.00	221.00	221.00	221.00	252.00		
料 金 回 収 率 (%)		125	126	126	118	116.13	111.18	109.62	107.49	90.74	85.88	115.49	112.07	110.20	118.54	114.28	110.41	117.52	113.58	110.20	122.04		
料 金 改 定 率 (%)												41.6%UP			12%UP			11%UP			14%UP		
前 年 度 未 留 保 資 金		708,181	712,888	721,882	682,485	729,470	707,772	706,592	640,117	610,748	579,162	503,719	376,167	339,791	340,812	373,090	359,092	352,650	402,104	405,905	394,172		
資 本 的 収 支		-239,169	-235,132	-291,961	-180,876	-249,542	-199,939	-277,710	-289,569	-203,303	-225,824	-448,624	-350,445	-313,418	-344,742	-379,228	-361,370	-366,905	-399,296	-402,160	-434,314		
収 益 的 収 支		137,432	136,678	141,156	114,110	92,653	69,599	62,661	48,935	-33,943	-59,051	102,133	84,652	74,277	125,458	102,643	80,814	128,674	105,469	84,471	167,348		
減 価 償 却 費		140,992	142,654	148,056	153,067	155,372	160,935	164,300	168,885	203,659	215,589	223,217	232,121	241,332	250,873	259,858	267,836	277,812	283,766	290,446	295,579		
資 産 減 耗 費		2,538	4,910	2,326	3,850	4,270	1,045	1,265	7,398	4,593	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400		
長 期 前 受 金 戻 入		-54,849	-55,443	-56,737	-55,555	-55,348	-56,827	-55,438	-55,505	-55,231	-54,242	-52,974	-52,012	-51,108	-49,889	-48,499	-45,608	-42,683	-39,363	-38,405	-36,876		
消費税資本的収支調整額		17,763	15,327	17,763	12,389	30,897	24,007	38,447	90,487	52,639	40,685	41,296	41,908	42,538	43,178	43,827	44,487	45,155	45,825	46,514	47,214		
当年度末内部留保資金		712,888	721,882	682,485	729,470	707,772	706,592	640,117	610,748	579,162	503,719	376,167	339,791	340,812	373,090	359,092	352,650	402,104	405,905	394,172	440,522		

(8) 家庭用料金表及び営業用料金表新料金案早見表

新料金案

上水道 家庭用水道使用料金 早見表(消費税10%込)

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
20	2,940	3,120	3,300	3,480	3,660	3,850	4,030	4,210	4,390	4,570
30	4,750	4,930	5,110	5,290	5,470	5,650	5,830	6,010	6,190	6,370
40	6,550	6,750	6,940	7,140	7,330	7,530	7,730	7,920	8,120	8,310
50	8,510	8,700	8,900	9,100	9,290	9,490	9,680	9,880	10,080	10,270
60	10,470	10,680	10,890	11,100	11,310	11,520	11,730	11,950	12,160	12,370
70	12,580	12,790	13,000	13,210	13,420	13,640	13,850	14,060	14,270	14,480
80	14,690	14,900	15,110	15,320	15,540	15,750	15,960	16,170	16,380	16,590
90	16,800	17,010	17,230	17,440	17,650	17,860	18,070	18,280	18,490	18,700
100	18,920	19,130	19,340	19,550	19,760	19,970	20,180	20,390	20,600	20,820
110	21,030	21,240	21,450	21,660	21,870	22,080	22,290	22,510	22,720	22,930
120	23,140	23,350	23,560	23,770	23,980	24,200	24,410	24,620	24,830	25,040
130	25,250	25,460	25,670	25,880	26,100	26,310	26,520	26,730	26,940	27,150
140	27,360	27,570	27,790	28,000	28,210	28,420	28,630	28,840	29,050	29,260
150	29,480	29,690	29,900	30,110	30,320	30,530	30,740	30,950	31,160	31,380
160	31,590	31,800	32,010	32,220	32,430	32,640	32,850	33,070	33,280	33,490
170	33,700	33,910	34,120	34,330	34,540	34,760	34,970	35,180	35,390	35,600
180	35,810	36,020	36,230	36,440	36,660	36,870	37,080	37,290	37,500	37,710
190	37,920	38,130	38,350	38,560	38,770	38,980	39,190	39,400	39,610	39,820
200	40,040	40,250	40,460	40,670	40,880	41,090	41,300	41,510	41,720	41,940
210	42,150	42,360	42,570	42,780	42,990	43,200	43,410	43,630	43,840	44,050
220	44,260	44,470	44,680	44,890	45,100	45,320	45,530	45,740	45,950	46,160
230	46,370	46,580	46,790	47,000	47,220	47,430	47,640	47,850	48,060	48,270
240	48,480	48,690	48,910	49,120	49,330	49,540	49,750	49,960	50,170	50,380
250	50,600	50,810	51,020	51,230	51,440	51,650	51,860	52,070	52,280	52,500
260	52,710	52,920	53,130	53,340	53,550	53,760	53,970	54,190	54,400	54,610
270	54,820	55,030	55,240	55,450	55,660	55,880	56,090	56,300	56,510	56,720
280	56,930	57,140	57,350	57,560	57,780	57,990	58,200	58,410	58,620	58,830
290	59,040	59,250	59,470	59,680	59,890	60,100	60,310	60,520	60,730	60,940
300	61,160	61,370	61,580	61,790	62,000	62,210	62,420	62,630	62,840	63,060

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
50	10,260	10,490	10,730	10,960	11,200	11,430	11,660	11,900	12,130	12,370
60	12,600	12,840	13,070	13,300	13,540	13,770	14,010	14,240	14,480	14,710
70	14,940	15,180	15,410	15,650	15,880	16,120	16,350	16,580	16,820	17,050
80	17,290	17,520	17,760	17,990	18,220	18,460	18,690	18,930	19,160	19,400
90	19,630	19,860	20,100	20,330	20,570	20,800	21,040	21,270	21,500	21,740
100	21,970	22,220	22,470	22,730	22,980	23,230	23,480	23,730	23,980	24,230
110	24,480	24,730	24,980	25,230	25,480	25,740	25,990	26,240	26,490	26,740
120	26,990	27,240	27,490	27,740	27,990	28,240	28,490	28,740	29,000	29,250
130	29,500	29,750	30,000	30,250	30,500	30,750	31,000	31,250	31,500	31,750
140	32,010	32,260	32,510	32,760	33,010	33,260	33,510	33,760	34,010	34,260
150	34,510	34,760	35,010	35,270	35,520	35,770	36,020	36,270	36,520	36,770
160	37,020	37,270	37,520	37,770	38,020	38,280	38,530	38,780	39,030	39,280
170	39,530	39,780	40,030	40,280	40,530	40,780	41,030	41,280	41,540	41,790
180	42,040	42,290	42,540	42,790	43,040	43,290	43,540	43,790	44,040	44,290
190	44,550	44,800	45,050	45,300	45,550	45,800	46,050	46,300	46,550	46,800
200	47,050	47,300	47,550	47,810	48,060	48,310	48,560	48,810	49,060	49,310
210	49,560	49,810	50,060	50,310	50,560	50,820	51,070	51,320	51,570	51,820
220	52,070	52,320	52,570	52,820	53,070	53,320	53,570	53,820	54,080	54,330
230	54,580	54,830	55,080	55,330	55,580	55,830	56,080	56,330	56,580	56,830
240	57,090	57,340	57,590	57,840	58,090	58,340	58,590	58,840	59,090	59,340
250	59,590	59,840	60,090	60,350	60,600	60,850	61,100	61,350	61,600	61,850
260	62,100	62,350	62,600	62,850	63,100	63,360	63,610	63,860	64,110	64,360
270	64,610	64,860	65,110	65,360	65,610	65,860	66,110	66,360	66,620	66,870
280	67,120	67,370	67,620	67,870	68,120	68,370	68,620	68,870	69,120	69,370
290	69,630	69,880	70,130	70,380	70,630	70,880	71,130	71,380	71,630	71,880
300	72,130	72,380	72,630	72,890	73,140	73,390	73,640	73,890	74,140	74,390
310	74,640	74,890	75,140	75,390	75,640	75,900	76,150	76,400	76,650	76,900
320	77,150	77,400	77,650	77,900	78,150	78,400	78,650	78,900	79,160	79,410
330	79,660	79,910	80,160	80,410	80,660	80,910	81,160	81,410	81,660	81,910
340	82,170	82,420	82,670	82,920	83,170	83,420	83,670	83,920	84,170	84,420
350	84,670	84,920	85,170	85,430	85,680	85,930	86,180	86,430	86,680	86,930
360	87,180	87,430	87,680	87,930	88,180	88,440	88,690	88,940	89,190	89,440
370	89,690	89,940	90,190	90,440	90,690	90,940	91,190	91,440	91,700	91,950
380	92,200	92,450	92,700	92,950	93,200	93,450	93,700	93,950	94,200	94,450
390	94,710	94,960	95,210	95,460	95,710	95,960	96,210	96,460	96,710	96,960
400	97,210	97,460	97,710	97,970	98,220	98,470	98,720	98,970	99,220	99,470
410	99,720	99,970	100,220	100,470	100,720	100,980	101,230	101,480	101,730	101,980
420	102,230	102,480	102,730	102,980	103,230	103,480	103,730	103,980	104,240	104,490
430	104,740	104,990	105,240	105,490	105,740	105,990	106,240	106,490	106,740	106,990
440	107,250	107,500	107,750	108,000	108,250	108,500	108,750	109,000	109,250	109,500
450	109,750	110,000	110,250	110,510	110,760	111,010	111,260	111,510	111,760	112,010
460	112,260	112,510	112,760	113,010	113,260	113,520	113,770	114,020	114,270	114,520
470	114,770	115,020	115,270	115,520	115,770	116,020	116,270	116,520	116,780	117,030
480	117,280	117,530	117,780	118,030	118,280	118,530	118,780	119,030	119,280	119,530
490	119,790	120,040	120,290	120,540	120,790	121,040	121,290	121,540	121,790	122,040
500	122,290	122,540	122,790	123,050	123,300	123,550	123,800	124,050	124,300	124,550
510	124,800	125,050	125,300	125,550	125,800	126,060	126,310	126,560	126,810	127,060
520	127,310	127,560	127,810	128,060	128,310	128,560	128,810	129,060	129,320	129,570
530	129,820	130,070	130,320	130,570	130,820	131,070	131,320	131,570	131,820	132,070
540	132,330	132,580	132,830	133,080	133,330	133,580	133,830	134,080	134,330	134,580
550	134,830	135,080	135,330	135,590	135,840	136,090	136,340	136,590	136,840	137,090
560	137,340	137,590	137,840	138,090	138,340	138,600	138,850	139,100	139,350	139,600
570	139,850	140,100	140,350	140,600	140,850	141,100	141,350	141,600	141,860	142,110
580	142,360	142,610	142,860	143,110	143,360	143,610	143,860	144,110	144,360	144,610
590	144,870	145,120	145,370	145,620	145,870	146,120	146,370	146,620	146,870	147,120
600	147,370	147,620	147,870	148,130	148,380	148,630	148,880	149,130	149,380	149,630
610	149,880	150,130	150,380	150,630	150,880	151,140	151,390	151,640	151,890	152,140
620	152,390	152,640	152,890	153,140	153,390	153,640	153,890	154,140	154,400	154,650

(9) 県内水道料金調べ（令和8年3月時点）

No.	地区	市町別	自治体名	口径別	水道料金 (2ヶ月)	R7.10～R12.3における 水道料金改定予定の有無
1	中部	市	牧之原市	13～20	3,520	ある
2	東部	町	松崎町	なし	3,490	ない
3	西部	市	湖西市	13	3,398	ない
4	西部	市	菊川市	13～20	3,310	ある
5	東部	町	河津町	なし	3,300	未定
6	東部	町	南伊豆町	なし	3,300	ある
7	東部	市	伊豆市	13	3,250	ある
8	東部	市	熱海市	13	3,012	未定
9	東部	町	函南町	なし	2,940	—
10	西部	市	掛川市	13～20	2,932	未定
11	西部	町	森町	13	2,904	未定
12	中部	市	静岡市	13～20	2,860	ある
13	東部	町	東伊豆町	なし	2,860	ある
14	中部	町	川根本町 (簡水)	13	2,850	ある
15	東部	市	富士市	13	2,684	未定
16	西部	市	磐田市	13	2,679	ある
17	西部	市	袋井市	13	2,640	ある
18	東部	町	西伊豆町	なし	2,640	未定
19	西部	市	浜松市	13	2,566	ある
20	中部	市	島田市	13～20	2,530	ある
21	中部	団	大井上水道 企業団	13～20	2,435	未定
22	東部	市	下田市	13	2,332	ある
23	西部	市	御前崎市	13	2,266	ある
24	中部	町	吉田町	13	2,200	ない
25	中部	市	藤枝市	13	2,112	ない
26	東部	市	御殿場市	13	2,090	ない
27	東部	市	伊東市	13～20	2,074	未定
28	東部	市	伊豆の国市	13	2,046	ある
29	東部	市	裾野市	13	1,980	ある
30	東部	市	三島市	13～25	1,880	未定
31	東部	市	富士宮市	13～20	1,650	ある
32	中部	市	焼津市	13	1,496	ある
33	東部	市	沼津市 (清水町)	13～25	1,360	未定
34	東部	町	長泉町	13	1,140	ない
35	東部	町	小山町	13	1,100	未定

※ 函南町の調査による



令和8年3月9日

函南町長 仁科 喜世志 様

函南町水道事業審議委員会
会長 幸野 宗昭



上水道事業運営の検証及び水道料金について（答申）

令和7年8月6日付け函上第427号で諮問のあった上水道事業運営の検証及び水道料金について、次のとおり答申します。



1 水道事業運営の検証について

水道事業は、人口減少や節水機器の普及により料金収入が減少する一方、エネルギー価格や資材費の高騰に伴う維持管理費の増加、施設老朽化に伴う施設更新費用の増加により、全国的に水道事業の経営環境は一層厳しさを増している。

函南町上水道事業においても、水需要の減少に伴う料金収入の減少、南海トラフ巨大地震等に備えた水道施設の耐震化に伴う、更新費用の上昇により、水道事業の経営は厳しい状況となっている。

函南町上水道事業の料金体系については、平成 26 年度の水道事業審議会では、概ね 30% の値上げが必要としたものの、個人所得が伸び悩んでいるため、15% 程度の値上げに留める旨の答申を受け、平成 28 年度に平均 15.2% の料金改定を行った。その後の令和 2 年度の水道事業審議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、現時点においての料金改定は行うべきではないとの答申を受けた。

今回の審議会では、使用料収入の減少に加え、物価高騰に伴う電気料金及び人件費並びに施設の老朽化に伴う修繕費の増加等が影響し、維持管理に係る費用を給水収益では賄えておらず、現在の料金体系では、令和 11 年度に現金資金が枯渇する懸念があり、今後の安全な水道水の供給に支障が出る恐れがあることから、5 回に渡る審議会を開催し、現状の把握や使用水量の実態、今後の経営状況等を検証し、健全な経営を維持するためには、水道料金の改定が必要であるという結論に至った。

2 水道料金について

(1) 料金算定期間

公益社団法人日本水道協会が策定した水道料金算定要領では、料金算定期間は、3 年から 5 年を基準に設定することが適当とされており、本審議会としては、経済情勢や物価高騰が続いている状況もあることから令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間とした。

(2) 料金回収率

財政上重視する業務指標の料金回収率は経営状況の健全性を表すもので、100% を下回っている場合は、給水に要する費用が料金収入以外の収入で賄われていることを意味する。函南町上水道事業は、これまで料金回収率 100% 以上を維持できていたものの、令和 6 年度は 90.74% と給水に必要な費用が給水収益で賄えておらず、経営が厳しい状況であることを確認した。

本審議会では、料金回収率を 100% 以上とすることは最低限必要であると考えたことに加え、今後の施設耐震化の必要性や、将来世代への負担を軽減させるため、料金回収率については、110% を維持することとした。

(3) 改定率及び改定時期について

複数のパターンによる新料金案を検討した結果、改定率は、基本料金と従量料金とも一律とし、その平均改定率は41.6%とする。

改定時期は令和8年度からを予定するものとする。

新しい水道料金表（案）をP3に提示する。

3 今後の水道経営についての付帯意見

今回の料金改定案は、利用者への負担を考慮しながらも、水道施設の耐震化が遅れている状況も踏まえ、更新の進捗が進むことを希望するとともに、公営企業会計という独立採算を基本とする上水道事業において、今後も持続的に安定した経営を維持し、水道水の安定供給が継続できるよう料金改定について提案するものであり、以下の事項を付帯意見として追記する。

- (1) 今回の審議会では料金算定期間を令和8年度から令和10年度までの3年間としたため、令和10年度を目安として、再度、上水道事業の運営及び水道料金について検証すること。
- (2) 令和6年能登半島地震の教訓を生かし、老朽化が進んでいる水道施設の更新及び耐震化に努めること。
- (3) 水道利用者に対し、水道事業の経営状況について理解していただくとともに、料金改定をする場合は、広報等により十分に周知すること。

別表

水道料金表（案）

種別	用途	基本料金		超過料金（1 m ³ につき）	
		水量	金額	段階別水量	金額
専用栓	家庭用	20 m ³	2,680 円	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	164 円
				40 m ³ を超え 60 m ³ まで	178 円
				60 m ³ を超えるもの	192 円
	営業用	50 m ³	9,330 円	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	213 円
				100 m ³ を超えるもの	228 円
	官庁学校用	100 m ³	11,670 円	100 m ³ を超えるもの	164 円
特別給水	工事一時用	50 m ³	10,400 円	50 m ³ を超えるもの	242 円

3 今後のスケジュール案について

住民説明会の実施状況

第1回目	日時	令和8年8月5日（水）19時から
	場所	西部コミュニティセンター学習室
第2回目	日時	令和8年8月9日（日）10時から
	場所	函南町役場2階大会議室
第3回目	日時	令和8年8月12日（水）14時から
	場所	文化センター1階多目的ホール

※住民説明会での質疑応答記録は、当日資料と合わせてホームページへ掲載します。

9月定例会へ条例改正案を提出予定



条例改正案が可決された場合

※ホームページ、広報誌への掲載、安心情報メールの配信、使用者全戸へのポスティング等で使用者の皆さまへ周知を図ります。



令和9年4月請求分から新料金による徴収となる予定

4 その他

注目

お支払いは… **口座振替** がおすすめです



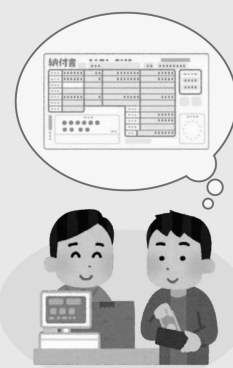
口座振替のメリット



便利・安心・確実

1 納付のための手間がかからない

金融機関やコンビニエンスストアまで出向く必要がありません。



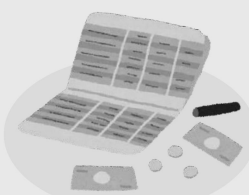
2 納付忘れや間違いの心配がない

口座の登録が完了したら自動的に引き落としを行うため、納期限を気にする必要がありません。



3 継続的に納付が行える

口座振替の場合、登録した口座から納期ごとに継続的に支払いができます。



対象科目	問合せ先
町県民税（普通徴収）	税務課 (979-8107)
固定資産税・都市計画税	
軽自動車税	
国民健康保険税	
保育所利用者負担額等	子育て支援課 (979-8128)
留守家庭児童保育所入所料	
介護保険料	福祉課 (979-8126)

対象科目	問合せ先
後期高齢者医療保険料	住民課 (979-8111)
上水道・下水道・簡易水道使用料	上下水道課 (979-8120)
下水道受益者負担金	
下水道受益者分担金	
農業集落排水使用料	
町営駐車場使用料	管財課 (979-8104)
町営住宅使用料	

手続き方法

金融機関

口座振替依頼書を記入のうえ、口座振替希望の金融機関に提出してください。

Web口座振替受付サービス

スマートフォンやパソコンから税金や各種料金の納付に係る口座振替（新規・変更）の申し込みができるサービスです。金融機関に出向かず、口座振替依頼書の記入や届出印が不要です。

（詳細は裏面をご覧ください）



町ホームページ

取扱金融機関

静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、三島信用金庫、静岡県労働金庫、ゆうちょ銀行、富士伊豆農業協同組合、みずほ銀行（※）、三菱UFJ銀行（※）

（※）Web口座振替受付サービス
非対応

Web口座振替の申込手順

- ① 申し込みサイトにアクセス
- ② 申し込み者の情報を入力
- ③ 必要事項を入力（画面の指示に従ってください）
- ④ ☐座をお持ちの金融機関を選択し、手続きを進めてください。

【例：町税の申込画面】

①

Ⓜ

西南町Web口座振替受付サービス

申込説明

Web口座振替受付サービスとは

税・料金の納付にかかる口座振替申込み手続きをインターネットからできるサービスです。
書類作成や届出印が不要で、郵送や窓口持参の手間なく、手軽に特定の金融機関からの振替口座の設定が可能になります。

個人情報の取扱いについて

内容を
確認し、
「同意する」に
チェックしてください

提供会社等から個人情報を一部を受託します。その際、西南町から

☒ 個人情報の取扱いについて同意する。

約定事項

○約定事項

1 預（貯）金の支払手続きについては、貴行制定の預（貯）金規定等にかかわらず払出してください。
2 この口座振替の契約を廃止するときは、預（貯）金義人より書面にて提出します。
3 町税等について還付金が生じたときは、本申込み口座へ振込んでください。
4 この取り扱いに伴って仮に紛論が生じても、貴行の責によるものを除き、貴行にはご迷惑をかけません。
5 水道利用料・下水道利用料について、町内で引越した場合は、本申込み口座から引き続き振り替えることに異議

☒ 約定事項について同意する。

注意事項

○注意事項（必ずお読みください）

1 サービスは新規での取扱いのみとなります（既に口座振替を行っている方が別の口座に変更する場合等も含む）。
2 複数科目を同時に申込みしたい場合は、恐れ入りますが科目ごとに手続きを行ってください。
3 口座振替の廃止手続きについては本サービスでは取扱いできません。別途、指定の口座振替依頼書により手続きを行ってください。
4 振替日過ぎた納期については、引き落としできません。
5 振替（払込）日に残高不足等の理由により引き落としして

☒ 注意事項について同意する。

▶ 次へ

✕ 閉じる

COPYRIGHT © 2023 2024 Yamato System Development Co., Ltd All Rights Reserved.

スマートフォン画面のイメージです。
パソコンからの申込でも、
同様の画面が表示されます。

②

⌂

函南町Web口座振替受付サービス

基本情報入力

基本情報入力

申込者の基本情報
口座名義人でない方
氏名がアルファベ
を入力してください
▼当システムでの表示

氏名・住所などの
情報を
入力してください

申込者（口座名義人）氏名【必須】

函南

太郎

全

角

申込者（口座名義人）氏名（カナ）【必須】

カンナミ

タロウ

全

角カナ

申込者（口座名義人）生年月日【必須】

2004

年

01

月

01

日

申込者（口座名義人）郵便番号【必須】

419

-

0107

半角数字

申込者（口座名義人）住所【必須】

静岡県田方郡函南町平井717番地13

全

角

申込者（口座名義人）住所続き

函南マンション101号室

全

角

申込者（口座名義人）電話番号

-

-

半角数字

電話番号が携帯番号のどちらかは必須です。

申込者（口座名義人）携帯番号

-

-

半角数字

電話番号が携帯番号のどちらかは必須です。

申込者（口座名義人）メールアドレス【必須】

上記と同一のメールアドレスを再入力

納税（入）義務者又は使用者との関係【必須】

本人

▼

納税（入）義務者又は使用者ご本人の場合に
ください。
「その他」を選択された場合は具体的な関係
い。

口座をお
金融機関
手続きを

▶ 次へ

◀ 戻る

Copyright © 2023-2024 Yamato System Development Co.,Ltd All Rights Reserved.

氏名・住所などの
情報を
入力してください

□座をお持ちの
金融機関で
手続きを進めてください

ご注意

支払科目ごとに手続きが必要となります。

③

㊦

市南町Web口座振替受付サービス

税・料金情報入力

税・料金情報入力

支払科目によって、入力項目が異なります
(例：宛名番号、通知書番号、被保険者番号、児童氏名、水栓番号など)

各納期▼

・各納期：各納期限に各納期分を引き落としします。
・全期前納：第1期の納期限に年税額を一括して引き落としします。

宛名番号【必須】
【半角数字8桁】

01234567

・納税通知書に記載された宛名番号8桁を入力してください。
・宛名番号が明な場合は、すべて(8桁)“9”を入力してください。(申込みの内容について確認の連絡をする場合があります。)

注意事項

・申込み手続きが完了するまで納付書は大切に保管してください。無償に開かない場合も、納付書でお支払いください。
・年度途中で全期前納を選択された場合は、翌年度より全期前納となり、申込み年度は各納期分の振替となります。
・通常は、1度の手続きで翌年度以降も口座振替は継続されますが、下記の場合は、再度申込み手続きが必要となります。
1.共有者の構成が変更になった場合
2.相続等により納税義務者が変更になった場合

▶次へ

◀戻る

Copyright © 2023-2024 Yamato Syment Co.,Ltd All Rights Reserved.

支払科目によって、入力項目が異なります
(例:宛名番号、通知書番号、被保険者番号、児童氏名、水栓番号など)

④



函南町Web口座振替受付サービス

金融機関選択

金融機関選択

ウザの「戻る」や「x」ボタンは使わないでください。
 売切、通常に完了しない場合があります。

利用になる金融機関を選択してください。

静岡銀行
 スルガ銀行
 静岡東労働金庫
 ゆうちょ銀行
 清水銀行

上記以外の金融機関をご利用になる場合、以下よりご利用の金融機関を
 選びください。

信用金庫はこちら

JAバンク
 農業協同組合はこちら